商品概要説明書
通知預金

２０２５年３月２８日現在

商品名	・通知預金
販売対象	・法人、個人
期　間	・期間の定めはありません。 ただし、預入日から７日間の据置期間が必要です。
預　入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	 ・一括預入 ・10,000 円以上 ・１円単位
払戻方法	・随時解約(一括払戻し)できます。 ただし、解約する日の２日前までに通知が必要です。
利　息 (1) 適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	 ・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・解約時(払戻時)に一括して支払います。 ・付利単位を 100 円として１年を 365 日とする日割計算
税　金	・個人の利息には 20%(国税 15%、地方税 5%)の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。
付加できる特約事項	・個人のものはマル優の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支払います。
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法令等遵守委員会(9時～17時、電話: 0162-22-0625)にお申し出ください。 紛争解決措置　札幌弁護士会(電話:011-251-7730)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記法令等遵守委員会、北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話:011-221-3273)または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京の三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫法令等遵守委員会にお問合わせ下さい。
その他参考となる事項	・預金保険制度の付保対象預金です。 ・紛失等により再発行する場合は再発行手数料１件 1,650 円（税込）がかかります

稚内信用金庫